

平成30年(フ)第3333号

決 定

滋賀県高島市朽木宮前坊67番地の212

破産者 株式会社朽木ゴルフ倶楽部

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和2年12月11日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 福 田 修 久

裁判官 松 永 晋 介

裁判官 吉 田 真 紀

これは正本である。

令和2年12月11日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 山 本 省 平

